

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保			番号	⑯				
評価方式	総合(実績)・事業・その他		政策目標の達成度合い	目標超過達成					
	予算科目				予算額 (千円)				
	会計	組織/勘定	項	事項	他に記載のある 個別票の番号	5年度 当初予算額		6年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	外国為替資金特別会計		事務取扱費	外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費		2,374,668		2,822,302	
	外国為替資金特別会計		諸支出金	手数料等に必要経費		426,363,595		515,205,429	
	外国為替資金特別会計		融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費		749		751	
	外国為替資金特別会計		国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費		489,590,531		488,229,558	
	小 計					一般会計	< > の内数	< > の内数	
					特別会計	918,329,543		1,006,258,040	
					< > の内数	< > の内数			
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	小 計					一般会計	< > の内数	< > の内数	
						特別会計	< > の内数	< > の内数	
						< > の内数	< > の内数		
合 計					一般会計	< > の内数	< > の内数		
					特別会計	918,329,543		1,006,258,040	
					< > の内数	< > の内数			

政策目標 6-1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

上記目標の概要	<p>世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。</p> <p>このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-1-1：外国為替市場の安定 政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画 政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進 政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応 政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用</p>
----------------	--

政策目標 6-1 についての評価結果

政策目標についての評価 **S+** 目標超過達成

評価の理由	<p>外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果があったことに加え、特に国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を通じた国際金融システムの濫用への対応においては、目標を大幅に上回る達成がありました。施策6-1-4の評価は「s+ 目標超過達成」であり、その他施策の評価もすべて「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S+ 目標超過達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>G7（用語集参照）、G20（用語集参照）等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和4年度は、世界経済が、新型コロナウイルス感染症の新たな感染の波や変異株の発生といったリスク、ロシアのウクライナに対する侵略戦争による経済の悪影響を受ける中、我が国として、世界経済の回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。</p> <p>また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。</p>

	<p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F（金融活動作業部会：用語集参照）勧告に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、制度や体制を強化し、適切な運用を行っています。</p> <p>財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p>
--	---

施策	政6-1-1：外国為替市場の安定
-----------	-------------------------

測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組						
	目標	<p>G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。</p>					達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>日常的に国際金融資本市場をモニタリングするとともにG7やG20といった多国間での会合や各国通貨当局との間で外国為替市場に関する意見交換を行うなど、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、IMF（国際通貨基金：用語集参照）やAMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス：用語集参照）などの国際機関との間でも、外国為替市場に関する意見交換を行いました。</p> <p>さらに、令和4年度は、外国為替市場において投機的な動きも背景とした急速で一方向的な動きがみられたことから、G7やG20で合意されている為替相場に関する考え方に沿って、外国為替平衡操作（為替介入：用語集参照）を実施しました。</p> <p>国内においては、財務省、金融庁、日本銀行の間で、国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握に努めました。</p> <p>上記実績のとおり、外国為替市場の安定のための取組を積極的に推進したため、達成度を「○」としました。</p>					○

測定指標（定量的な指標）	[主要]政6-1-1-A-1：外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供							
	作成頻度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	外国為替平衡操作実施状況（月ベース）	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	/
	外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年4回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
外貨準備等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12		

外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年 1 回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○

[主要]政6-1-1-A-2：国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供							
作成頻度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
国際収支状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	/
本邦対外資産負債残高	年 1 回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
オフショア勘定残高	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
対外及び対内証券売買契約等の状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○
測定指標 (定量的な測定指標)	(注) 国際収支状況 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm > 本邦対外資産負債残高 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm > 外貨準備等の状況 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm > 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm > 外国為替平衡操作実施状況 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html > オフショア勘定残高 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm > 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表） < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm >						
	(出所) 国際局為替市場課						
	(目標値の設定の根拠) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。						
	(目標の達成度の判定理由) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況、外貨準備等の状況、国際収支状況等を適切に作成し、適時に公表したことから、達成度は「○」としました。						

施策についての評定	s 目標達成
-----------	--------

評定の	外国為替市場の安定に関しては、日常的な国際金融資本市場のモニタリングに加え、各国通貨当局等との意見交換等を通じて、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、市場の動向把握に努めました。
-----	---

理由

外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。なお、外為特会が保有する外貨資産のより持続可能な運用の実現に向けて、令和3年10月よりESG投資を開始している中で、今年度は、世界銀行と共催し、各国の外貨準備当局者を招待する形で、外貨準備運用におけるESG投資に関するフォーラムを開催しました。

国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル第6版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-1-1に係る参考情報

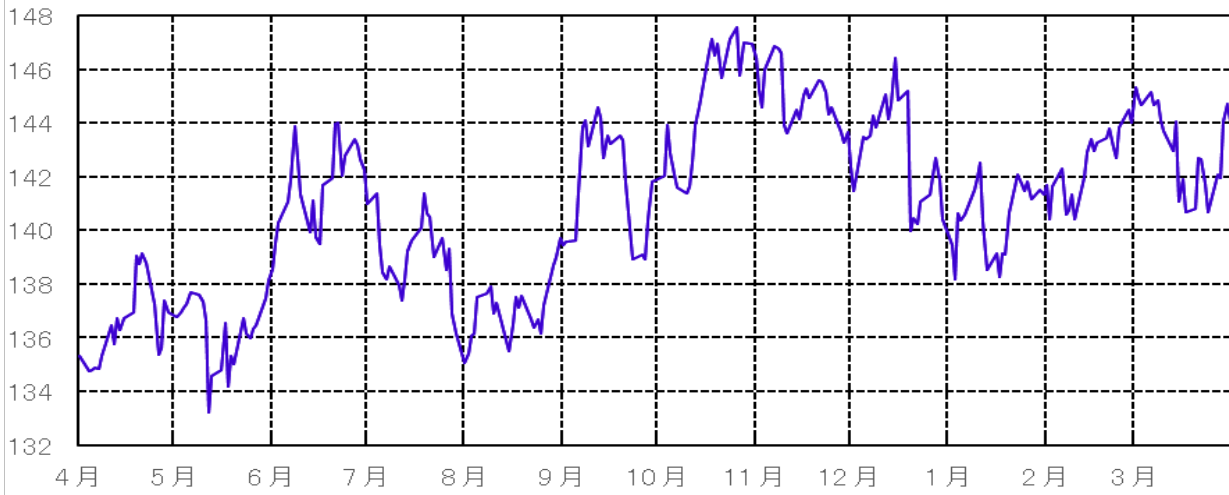
参考指標1：為替相場の動向



(出所) Bloomberg（日次、NY終値）より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
令和4年度	151円94銭 (令和4年10月21日)	121円66銭 (令和4年4月1日)	30円28銭 (19.9%)
令和3年度	125円11銭 (令和4年3月28日)	107円48銭 (令和3年4月23日)	17円63銭 (14.1%)
令和2年度	110円97銭 (令和3年3月31日)	102円60銭 (令和3年1月6日)	8円37銭 (7.5%)

ユーロ・円



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

円 安
ユーロ高



円 高
ユーロ安

参考指標 2 : 国際収支動向

(単位:億円)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
経常収支	193,837	186,712	169,459	201,522	92,256
貿易収支	5,658	3,753	37,853	-15,432	-180,602
輸出	802,487	746,694	683,635	856,373	996,207
輸入	796,829	742,941	645,782	871,805	1,176,809
サービス収支	-12,172	-17,302	-35,282	-48,770	-52,765
第一次所得収支	217,704	215,078	194,709	290,083	355,591
金融収支	216,213	204,568	133,150	180,787	87,713
直接投資(資産)	248,562	217,343	174,990	213,641	233,290
〃(負債)	41,024	27,115	85,023	36,567	49,974
証券投資(資産)	257,636	241,487	50,142	-49,124	-67,047
〃(負債)	188,205	18,298	203,438	111,372	19,318
その他投資(ネット)	-95,514	-226,275	156,411	85,283	17,721

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和4年度実績値は速報値。令和5年7月にデータが更新されるため、令和5年度実績評価書に確定値を掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況(国際収支ベース)

(単位:億円)

		資産(本邦資本)		負債(外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和3年度	213,641	-49,124	36,567	111,372
	令和4年度	233,290	-67,047	49,974	19,318
米国	令和3年度	80,879	-27,909	10,814	-196,735
	令和4年度	69,940	41,135	11,608	-176,163
EU	令和3年度	26,304	-10,056	-2,670	-554,468
	令和4年度	43,769	-72,901	809	-696,905
アジア	令和3年度	59,318	-5,687	15,403	74,401
	令和4年度	58,216	-15,420	14,538	-5,745

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和4年度実績値は速報値。令和5年7月にデータが更新されるため、令和5年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3：対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

	対外純資産額
日本	418兆6,285億円（令和4年末）
アメリカ	▲ 2,137兆9,298億円（令和4年末）
イギリス	▲ 43兆142億円（令和4年末）
ドイツ	389兆509億円（令和4年末）
フランス	▲ 97兆9,490億円（令和4年末）
イタリア	10兆4,271億円（令和4年末）
カナダ	81兆8,994億円（令和4年末）
中国	335兆7,807億円（令和4年末）

（出所）日本：財務省資料、その他：IMF資料

（注）日本以外の計数は、IMFで公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

	平成30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末
外貨準備高	1,291,813	1,366,177	1,368,465	1,356,071	1,257,061

（出所）財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標 5：外国為替平衡操作の実施状況

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
金額	0円	0円	0円	0円	9兆1,881億円

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)

施策	政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画	
測定指標（定性的な測定指標）	[主要] 政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画	
	目標	<p>G7、G20等の国際的な枠組において積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、G7・G20・ASEAN+3を始めとする国際的な枠組における議論や、IMFなどの国際機関等との政策対話に積極的に参画しました。</p> <p>【G7】</p> <ul style="list-style-type: none"> G7では、ドイツ、日本議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、多国間協調を推進する必要性を強調するとともに、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための行動を協調して取りました。また、世界経済・金融市場の動向、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 また、2023年1月以降は議長国として、上記アジェンダに加え、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築など、経済の強靱性と効率性の両立に向けた議論を牽引したほか、GDPで測る経済成長だけでなく、多様な価値を踏まえた経済政策の推進の必要性を主張し、G7における議論を主導しました。 <p>【G20】</p> <ul style="list-style-type: none"> G20においても、ロシアのウクライナに対する侵略戦争によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論が行われました。我が国は、インドネシア、インド議長の下、これらの議論に積極的に参画し、IMFを通じた脆弱国支援の実施や、国際保健等の世界経済の政策対応において、G20における議論の進展に貢献しました。 <p>【IMF】</p> <ul style="list-style-type: none"> IMFの関連では、我が国は、新規配分されたIMFの特別引出権（SDR）を脆弱国に融通する取組について、配分額の20%を貢献することとし、気候変動や保健等の長期的な国際収支上の課題に対応することを目的として新設された強靱性・持続可能性トラスト（RST）への最初の貢献国の一つとなる等、IMFの活動を積極的に支援しました。

達成度

○

		<ul style="list-style-type: none"> IMFの組織の在り方に関しては、IMFの正統性、有効性、信頼性を高めるために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました（IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等）については、参考指標6参照）。 <p>【ASEAN+3等】</p> <ul style="list-style-type: none"> また、アジア地域では、ASEAN+3（用語集参照）（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました（詳細は政6-1-3参照）。 <p>上記実績の通り、国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために重要な国際的な取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>	
--	--	---	--

施策についての評定		s 目標達成	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">評定の理由</p>	<p>国際金融システムの安定に関しては、G7やG20における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。</p> <p>G7では、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、多国間協調を推進する必要性を強調するとともに、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための行動を協調して取りました。また、世界経済・金融市場の動向、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。特に、2023年1月以降は、議長国として、上記アジェンダに加え、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築など、経済の強靱性と効率性の両立に向けた議論を牽引したほか、GDPで測る経済成長だけでなく、多様な価値を踏まえた経済政策の推進の必要性を主張し、G7における議論を主導しました。G20においても、ロシアのウクライナに対する侵略戦争によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論が行われました。我が国は、これらの議論に積極的に参画するとともに、IMFを通じた国際金融システムの安定の実現に向けて、G20が主導的な役割を果たすことに貢献しました。</p> <p>IMFの関連では、我が国は、新規配分されたIMFの特別引出権（SDR）を脆弱国に融通する取組について、配分額の20%を貢献することとし、気候変動や保健等の長期的な国際収支上の課題に対応することを目的として新設された強靱性・持続可能性トラスト（RST）への最初の貢献国の一つとなる等、IMFの活動に積極的に貢献しました。</p> <p>アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました。</p> <p>以上の通り、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政 6 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 国際通貨基金 (IMF) への主要国出資

国名	出資額 (億 SDR)	シェア (%)
米	829.9	17.43
日	308.2	6.47
中	304.8	6.40
独	266.3	5.59
英	201.6	4.23
仏	201.6	4.23

(出所) IMF 公表統計等

(注) SDR (Special Drawing Right) は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1 SDR = 約 1.35 米ドル (令和 5 年 3 月現在)

参考指標 2 : IMF の融資状況 (令和 5 年 3 月末現在)

(単位: 億 SDR)

一般資金勘定融資残高 (借入国: 54 か国)	987.3
譲許的融資残高 (借入国: 60 か国)	164.8

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

参考指標 3 : IMF に対する融資貢献の状況 (令和 5 年 3 月末現在)

(単位: 億 SDR)

PRGT に対する貢献額	82
NAB に対する貢献額	670
バイ融資に対する貢献額	187

参考指標 4 : IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況

(単位: 百万ドル)

	2019 財政年度	2020 財政年度	2021 財政年度	2022 財政年度
自己資金	147	142	131	101
外部資金	178	168	118	141

(出所) IMF 公表統計等

参考指標 5 : IMF のサーベイランス実施状況

年度	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
二国間	136	119	129	36	126
多国間	19	19	22	19	19

(出所) IMF Annual Report、<https://www.imf.org/external/research/index.aspx>

参考指標 6 : IMF における日本人職員数等 (日本人幹部職員数等を含む)

	平成 30 年 4 月	31 年 4 月	令和 2 年 4 月	3 年 4 月	4 年 4 月
日本人職員数	61 (19)	63 (20)	65 (21)	66 (23)	70 (24)
日本人幹部職員数	6	6	6	5	5
日本人比率	2.64%	2.70%	2.70%	2.73%	2.79%

(出所) IMF 公表統計等

(注1) ()内は女性職員数。

(注2) 日本人幹部職員数は、審議役以上を指す。

(注3) マネジメントを含み、サポートスタッフを除く。

参考指標7：IMFのセーフティネットの規模

(単位：10億SDR)

出資額	319
NAB	285
バイ融資	109

(出所) IMFウェブサイト (<http://www.imf.org>)

(注) 令和4年6月24日現在の融資能力を指す。

参考指標8：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

		貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓		1,920.0		80.00			1,194.0
中国	中国 (香港除く)	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0
	香港		84.0		3.50	2.5	84.0
日本		768.0		32.00		0.5	384.0
韓国		384.0		16.00		1	384.0
ASEAN		480.0		20.00			1262.0
インドネシア		91.04		3.793		2.5	227.6
タイ		91.04		3.793		2.5	227.6
マレーシア		91.04		3.793		2.5	227.6
シンガポール		91.04		3.793		2.5	227.6
フィリピン		91.04		3.793		2.5	227.6
ベトナム		20.0		0.833		5	100.0
カンボジア		2.4		0.100		5	12.0
ミャンマー		1.2		0.050		5	6.0
ブルネイ		0.6		0.025		5	3.0
ラオス		0.6		0.025		5	3.0
合計		2,400.0		100.00			2,456.0

施策	政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進	
測定指標（定性的な指標） 実績及び目標の達成度の判定理由	[主要]政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力への取組	
	目標	<p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF等の地域金融協力を積極的に推進していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠） アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。</p>
	達成度	<p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、令和4年5月12日にバーチャル形式で開催された同会議をはじめ、チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の強化や、ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）の能力強化、アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）及びSEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）を含む災害リスクファイナンス（DRF）の推進等、地域金融協力強化のための議論を主導しました。</p> <p>【CMIM】</p> <ul style="list-style-type: none"> CMIMについては、令和3年3月に要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じて供与国が提供する外貨をドル以外の域内通貨にも拡大したことを受け、（1）同会議において、域内各国の自ら発行する通貨（自国通貨）による支援に関する指針の策定が歓迎されると共に、（2）自国通貨以外の域内通貨（第三国通貨）による支援に関する指針を策定しました。 また、令和5年1月より、インドネシアとともにASEAN+3共同議長国として、自然災害やパンデミック等の危機の際に参加国がより機動的に活用できる新たな支援ツールの検討等、地域金融取極の強化に向けて本格的な議論を開始しています。 <p>【AMRO】</p> <ul style="list-style-type: none"> AMROについては、2030年までを見据えた戦略的方向性を見直しを行い、AMROが事務局を務めるCMIMの新しい在り方やAMROの組織力強化についての取り組みに係る指針を策定したほか、給与パッケージの策定、AMROのASEAN+3財務トラックにおける事務局の支援の明確化や域内シンクタンクネットワークについての議論を推進しました。 <p>【ABMI】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更に、ABMIについては、令和元年5月に策定した中期ロードマップを踏まえ、CGIF（信用保証・投資ファシリティ：用語集参照）において、グリーンボンド等に係る現地通貨建て債券に対する保証を推進するなど、中期ロードマップに基づく取組を進めました。また、デジタルやグリーンといった潮流を踏まえて今後取り組む重点分野等を盛り込んだ新たな中期ロー

	<p>ドマップの策定作業を進めました。</p> <p>【DRF】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、ASEAN地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とするSEADRIFについては、低所得国を対象とした自然災害保険に次ぐ第2の取組として、中所得国向けの公共財産保護プログラムの具体化を各国と議論しながら進めています。 ・ また、ASEAN+3の金融協力の新たな柱として、災害リスクファイナンスを全メンバーが参加する定例議題に格上げできるよう、アクションプラン策定等の議論を主導しました。 <p>【金融デジタル化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、金融デジタル化について、域内でデジタル通貨等の取組みが急速に進められる中、新たな機会と課題や、既存の地域金融協力に及ぼす影響の分析、金融協力の今後の在り方に関する提言などをまとめたレポートを作成し、議論を主導しました。 <p>上記実績の通り、アジア地域での金融協力の強化を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>	
<p>[主要] 政6-1-3-B-2 : アジア各国との二国間金融協力の取組</p>		
	<p>目 標</p> <p>金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ取極の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。</p>	<p>達成度</p>
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>二国間財務・金融協力に関しては、ASEAN諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組みについて、金融機関と連携して、当該枠組みを活用した取引動向の把握に努めるほか、他のASEAN域内におけるニーズの検討を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。</p> <p>また、令和4年6月には、インドとの従来の審議官級の対話を財務官級に格上げして、日印財務協議を開催しました。</p> <p>上記実績の通り、アジア各国との二国間金融協力の取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>	<p>○</p>
<p>政6-1-3-A-1 : ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達状況（現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比）</p>		

年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	—	—	—	—	100%以上	○
実績値	112.5%	112.5%	118.1%	112.7%	109.9%	
<p>(注) ASEAN主要6ヵ国及び中韓の、歴年年末時点及びその前年末時点の現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート(当該暦年末時点の為替レート)により米ドル換算した上で対前年比を測定 (出所) AsianBondsOnline (令和5年4月12日時点の公表値)</p> <p>(目標値の設定の根拠) アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%以上を目標値として設定します。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 現地通貨建て債券残高については、令和4年度において、目標値である「対前年比100%以上」を達成したため、本測定指標の達成度を「○」としました。</p>						

施策についての評定	s 目標達成
<p>評定の理由</p> <p>地域金融協力に関しては、令和4年5月にバーチャル形式で開催されたASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、CMIM/地域金融取極の強化、AMROのサーベイランス能力の強化、ABMIの推進等地域金融協力強化のための議論を主導したほか、DRFや金融デジタル化に関する取組を着実に進めました。</p> <p>二国間財務・金融協力に関しては、ASEANや東アジアの複数の国と、マクロ経済状況や金融市場にかかる取組み等について、意見交換を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で行っている現地通貨の利用促進に係る協力枠組を強化に向けて議論するなどアジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>	

政6-1-3に係る参考情報

参考指標1：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲（施策6-1-2：参考指標8）】

参考指標2：日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
5	10	2	11	13

(出所) 国際局地域協力課調 (令和4年3月時点)

参考指標3：アジア諸国との二国間通貨スワップ取極

	インドネシア	フィリピン	シンガポール	タイ	マレーシア	インド
契約日	令和3年10月14日	令和4年1月1日	令和3年5月21日	令和3年7月23日	令和2年9月18日	令和4年2月28日
スワップ額	日→尼：227.6億ドル相当	日→比：120億ドル相当	日→星：30億ドル相当	日→泰：30億ドル相当	日→馬：30億ドル	日→印：750億ドル相当
	—	比→日：5億ドル	星→日：10億ドル	泰→日：30億ドル	馬→日：30億ドル	印→日：750億ドル相当

(出所) 国際局地域協力課、国際局調査課調 (令和4年3月時点)

参考指標4：サーベイランス実施状況 (ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む))

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
3	3	3	3	3

測定指標 (定性的な指標)	<p>施策 政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関する資金等による国際金融システムの濫用への対応</p>	
	<p>[主要]政6-1-4-B-1：テロ資金・マネーロンダリングへの国際的な枠組の中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等</p>	
	目標	<p>国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。</p> <p>また、国際社会と協調し、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するFATF勧告の実施等を関係省庁等と協力して推進していきます。</p> <p>更に、金融機関等における外為法等の遵守態勢の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、適切に外国為替検査を実施していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。</p>

**実績及び目標
の達成度の判
定理由**

【外為法に基づく措置等】

国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等（以下「テロリスト等」といいます。）に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。

- ・ テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和4年度においては、1個人・団体を措置の対象に追加しましたが、措置の解除対象となる個人・団体はありませんでした。これにより、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計517個人・団体となりました（参考指標1参照）。
- ・ このうち、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、FATF勧告を踏まえ、令和3年5月より、国連安保理制裁委員会による制裁対象者の指定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講ずる制度を導入し、同年6月以降、累次にわたり実施しました。また、北朝鮮及びイランに関しては、FATF全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き適切な対応を求めました。
- ・ 更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行等に対する資産凍結や、対外直接投資規制、サービスの提供に係る規制等の措置を累次にわたり実施しています。上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）は、ロシアの歳入を減少させつつ、世界的なエネルギー市場の安定の確保を目的とした新規の措置であり、ロシアの戦争遂行能力の低下に一定の効果を与えているものですが、当該措置の導入に際して、関係各国・国内関係省庁・民間企業との調整を主導し、原油については令和4年12月5日、石油製品については令和5年2月6日から実施しています。
- ・ また、令和4年3月11日のG7首脳声明を受け、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するための法的手当てを講ずるための改正外為法が同年4月20日に国会において可決・成立されました。その後、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の改正により、電子決済手段（いわゆるステーブルコイン）及び電子決済手段等取引業者が新設されることを踏まえ、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号。以下、FATF勧告対応法）」により、電子決済手段に暗号資産と同様の規制を課すとともに、外為法の適用を受ける金融機関等に対し、主務大臣が定める遵守基準に従って外為法上の確認義務を適切に履行する態勢の整備義務を課す等の措置を講じるための改正外為法が令和4年12月2日に国会において可決・成立されるなど、引き続き制裁の実

効性強化に取り組んでいます。

【F A T F 勧告の実施等】

このほか、F A T F の枠組みに関する国内外の以下の取組に積極的に参画し、F A T F 勧告の実施に係る有効性を高める取組を実施することで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しました。

- ・ 国際基準の策定や履行確保を担う F A T F の関連会合に出席し、次期相互審査の枠組みや実質的支配者情報等にかかる国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、非 F A T F 加盟国の F A T F 基準の履行確保を担う F A T F 型地域体の支援等を行っており、特にアジア太平洋地域の F A T F 型地域体（A P G : Asia Pacific Group on Money Laundering）が行う活動を支援しています。
- ・ 国内では、令和 3 年 8 月に公表された F A T F 第四次対日相互審査報告書を契機として、政府一体となって対策を進めるべく財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組みを活用しつつ、同会議が、令和 3 年 8 月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」や、令和 4 年 5 月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿って対策を推進しています。また、F A T F 第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和 4 年 12 月に成立した F A T F 法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及び F A T F 勧告の着実な実施のため、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づき、116 件の外国為替検査を行いました。

（注）外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組】

金融機関における外為法の遵守体制の整備・強化を図るとともに、経済制裁措置の実効性の確保及び F A T F 勧告の着実な実施等を図るため、適切に外国為替検査を実施しました。具体的には、計 220 の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関に対する外国為替検査を実施しました。

また、外国為替検査等で特定した課題やベストプラクティスについて、金融機関へ周知するとともに、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。

上記に関する事項も含め、令和 4 年度は、経済制裁措置の実効性の確保及び F A T F 勧告の着実な実施に係る説明会を 13 件実施しました。

		<p>以上のとおり、令和4年度においては、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F 勧告の実施に係る有効性を高める取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。</p>						
測定指標（定量的な指標）	政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施							
	年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	割合 (%) (b)/(a)	—	—	100.00	100.00	100.00	○
		割合 (%) (b)/(a)	—	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績値	(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	0	1	1	3	2	
		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	0	1	1	3	2	
<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由及び判断基準)</p> <p>令和4年度においては、制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示2件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。</p>								

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況

年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	-	249	238	238	226	○
	実績値	249	238	226	223	220	
外国為替検査の実施件数	目標値	-	110	110	90	110	○
	実績値	123	109	15	85	116	

(注) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和2年度の実績を参考に目標値を設定しました。

外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、こうしたリスク評価の結果やロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、検査計画を策定しています。また、検査を実施するにあたっては、外為検査等で特定した課題について検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準)

令和4年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和2年度の実績値を参考に設定した目標値を形式的に下回りましたが、これは金融機関の統合等によりオフサイト・モニタリングの実施対象となる金融機関が令和2年度から6機関減少したことに起因するものです。すべての対象先である外国送金取扱金融機関に対して実施できたことから、達成度は「○」としました。

また、外国為替検査の実施件数について、目標値を110件としていましたが、実績値は116件となり、目標を上回りましたので、達成度は、「○」としました。

政6-1-4-A-3：外国為替検査等に関する説明会の実施状況（外為法令等遵守に係る説明会実施回数）

年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	-	12	12	12	12	○
実績値	34	15	10	16	13	

(目標値の設定の根拠)

外為法令等遵守に係る説明会については、外為業務の取扱を行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体が主催する機会やオンラインを活用して実施しており、引き続き、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準)

令和4年度において、外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施しましたので、達成度は「○」と

	しました。
施策についての評定	s+ 目標超過達成
評定の理由	<p>令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援に断固たる対応をとるため、G7を始めとする国際社会と協調して以下の措置をはじめ金融制裁を迅速かつ適時に実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産が制裁の抜け穴となることを防ぐため、外為法を改正しました（令和4年4月20日に可決・成立）。 ・ ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行や特定の銀行等に対する資産凍結等の制裁措置を累次にわたり実施しました。 ・ 世界的なエネルギー市場の安定を図りつつ、ロシアのエネルギーによる歳入を減少させるため、一定の価格を超えるロシア産原油及び石油製品の海上輸送等に関連するサービスの提供禁止措置（プライス・キャップ制度）を導入しました。 <p>また、国際金融システムの濫用防止のため、FATF第4次対日相互審査の結果等も踏まえ、外為法に基づく制裁措置をより強化するための態勢整備義務を金融機関等に対し課すとともに、電子決済手段が制裁の抜け穴となることを防ぐべく、外為法を改正しました（FATF勧告対応法の一部として令和4年12月2日に可決・成立）。</p> <p>更に、以上の実効性を確保するため、外国為替検査においては、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に検査等を実施しました。</p> <p>国際社会の先行きが極めて不透明であり、必要な政策的対応を事前に見通すことが著しく困難であった中、「ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結措置等を機動的に実施」するにとどまらず、職員一人一人の業務の最大限の効率化を図りながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライス・キャップ制度を始めとする新たな制裁措置を実施したことや、 ・ 2度の外為法改正に加え、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえた外国為替検査の実施など、制裁の実効性の確保・強化にも精力的に取り組んだこと等、 <p>状況の変化に迅速かつ柔軟に対応したことを踏まえると、これらの実績は、所期の目標の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに越える水準であると考えられます。</p> <p>以上のとおり、所期の目標を大幅に上回る実績があり、かつ当該施策に係る全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s+ 目標超過達成」としました。</p>

政6-1-4に係る参考情報

参考指標1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標3）】

参考指標2：外国為替検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合

	令和3年度
検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合	15/116

参考指標 3 : F A T F 関連会合への出席回数

	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度
出席回数	36	41	55	68	60

参考指標 4 : F A T F 勧告に係る演習・研修への参加状況

	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
参加回数	5	2	2	2	3
参加人数	15	2	14	15	18

施策	政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用	
測定指標（定性的な測定指標）	[主要] 政6-1-5-B-1：実効性のある対内直接投資審査制度への取組	
	目標	<p>迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、実効性のある制度の整備と運用に取り組みます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>対内直接投資審査制度の実効性を確保するためには、国内関係省庁や海外当局との連携が重要かつ不可欠と考えられるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>関係省庁や各国当局と連携し迅速かつ適切に審査を実施した他、コア業種の対象追加・執行体制の強化など、実効性のある制度の整備・運用に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対内直接投資審査制度に関して、令和2年5月に改正法が施行され、国内外の行政機関との間での情報交換連携のための規定を整備しました。改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。 また、実効性のある制度の整備・運用のため、経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、肥料（塩化カリウム等）、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、半導体、蓄電池、天然ガス、金属鉱産物、船舶の部品、金属3Dプリンターに係る業種について、令和5年5月、外為法の指定業種のうち、コア業種に追加しました。 加えて、投資審査・事後モニタリングに係る執行体制の強化の観点から、令和5年度予算において、本省5名、財務局7名の定員増を措置したところです。 <p>以上のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、必要な人員を確保するなど、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだため、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>対内直接投資審査制度に関して、改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。また、経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、半導体製造装置製造業等について外為法の指定業種のうち、コア業種に追加したほか、必要な定員を確保する等、実効性のある制度の整備と運用に取り組みました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>	

政6-1-5に係る参考情報

参考指標1:「我が国への対内直接投資残高」 【再掲(総5-1:参考指標4)】

<p>評価結果の反映</p>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後とも、G7やG20で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行ってまいります。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。</p> <p>世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G7やG20等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献します。</p> <p>国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。ウクライナ情勢に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMFによる脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMFのガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献します。</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進してまいります。</p> <p>また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行ってまいります。</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年3月31日法律第22号。以下「犯収法」といいます。)の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を通じて関係省庁間の連携強化を行い、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3カ年の行動計画に沿ったFATF第四次対日審査指摘事項への対応及び次期相互審査を見据えた取組の推進、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施してまいります。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施してまいります。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施してまいります。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用してまいります。</p> <p>また、令和4年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	---

<p>財務省政策評価懇談会における意見</p>	<p>○ 財務省の評価自体は妥当だと思う。特に国際関係業務については、非常に高い評価だが当然のことだと思う。</p> <p>○ ロシアによるウクライナ侵略を受けた国際社会の断固たる対応において日本が非常に重要な役割を果たしたという点で、「S+」という評価は適切だと思う。</p>
-------------------------	---

政策目標に係る予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	683,925,927	778,652,050	846,931,792	/
		補正予算	△2,395,890	—	—	
		繰越等	—	△14,962	N. A.	
		合 計	681,530,037	778,652,050	N. A.	
執行額(千円)		233,435,180	176,519,961	N. A.		

(概要)

外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。

(注) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第204回国会 総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日） 成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）
---	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）
--	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>G7やG20で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。</p> <p>世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G7やG20等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献しました。</p> <p>国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。ウクライナ情勢に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMFによる脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMFのガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献しました。</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進しました。</p> <p>また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行いました。</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を立ち上げて関係省庁間の連携強化を行ったほか、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3カ年の行動計画を策定し、政府全体の取組を推進しました。また、国際会議への参加を通じたFATFの議論</p>
--------------------------------	--

	<p>への貢献及び国際的なマネロン対策等の情報を積極的に国内関係者に還元したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を累次にわたり実施しました。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用しました。</p> <p>また、令和3年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。</p>
--	--

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	--------------------------------	-----------------	--------